

事務事業評価表 平成25年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実

施策 子育て環境の充実

基本事業 地域子育て支援の充実

事業名 **乳幼児虐待予防支援事業**

[0750]

| | | | | | |
|----|--------|--------|--------|----------|------|
| 部名 | 健康福祉部 | 事業開始年度 | 平成18年度 | 実施計画事業認定 | 非対象 |
| 課名 | 保健センター | 事業終了年度 | - 年度 | 会計区分 | 一般会計 |

| 事務事業の目的と成果 | |
|------------|---|
| 対象 | <p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>江別市在住の妊産婦、乳幼児と保護者</p> |
| 意図 | <p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>周産期から乳幼児期のあらゆる母子保健事業において、育児不安・育児困難な状況にあるなど援助が必要な家庭の早期発見および必要な援助体制の構築により、子育て支援することで虐待の発生予防を図り、親子が健やかに生活できることを目的とする。</p> |
| 手段 | <p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>妊娠届出・新生児訪問・乳幼児健診等において育児不安・育児困難等があり支援が必要と思われる親子をアンケート面接等によりスクリーニングする。その結果、支援が必要と思われる親子への支援内容・方針を検討し、訪問・電話・健診・グループ支援等により支援を実施する。</p> |

| 事業量・コスト指標の推移 | | | | | | |
|-----------------------|---------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 区分 | | 単位 | 22年度実績 | 23年度実績 | 24年度実績 | 25年度当初 |
| 対象指標1 | 江別市在住の乳幼児と保護者 (0～6歳の乳幼児) | 組 | 5,839 | 5,752 | 5,645 | 5,645 |
| 対象指標2 | | | | | | |
| 活動指標1 | 妊産婦訪問件数 (妊婦訪問件数 + 産婦訪問件数) | 人 | 415 | 391 | 385 | 403 |
| 活動指標2 | 要支援者数 (当該年度) | 人 | 321 | 283 | 300 | 338 |
| 成果指標1 | 第1子訪問の実施率 | % | 98.7 | 97.8 | 92.4 | 98 |
| 成果指標2 | 支援実施者数 (継続支援実施含) | 人 | 412 | 397 | 443 | 347 |
| 単位コスト指標 | | | | | | |
| 事業費計 (A) | | 千円 | 4,569 | 4,654 | 4,403 | 4,792 |
| 正職員人件費 (B) | | 千円 | 15,717 | 15,651 | 18,036 | 18,126 |
| | | | | | | |
| 総事業費 (A) + (B) | | 千円 | 20,286 | 20,305 | 22,439 | 22,918 |

| 費用内訳 | |
|------|---------------------------------------|
| 24年度 | 報酬 4,182千円、報償費 95千円、需用費 119千円、役務費 7千円 |

事業を取り巻く環境変化

| | | | |
|---------------|--|--------------------|---|
| <p>事業開始背景</p> | <p>子どもの虐待を未然に防ぐためには、周産期から乳幼児期のあらゆる母子保健活動において、育児不安・育児困難等虐待のハイリスクにできるだけ早く気づいて、予防的援助を実施することが必要である。 北海道主体により平成15年～平成17年度本事業を実施し、「虐待のハイリスク」を的確に捉えることができるようになったこと、虐待予防に向け早期支援の実施により、事業の有効性・必要性を痛感した。 平成18年度より江別市において導入することとした。</p> | <p>事業を取り巻く環境変化</p> | <p>少子化や核家族化・情報社会が進み、地域の人間関係の希薄化・子育ての孤立化が進んでいる。社会背景の変化が、育児不安・育児の負担の増大等育児へ影響してきている。そのため、児童虐待が社会問題となり、地域社会の中で安心して子育てができる体制づくりが求められている。</p> |
|---------------|--|--------------------|---|

24年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・
根拠は？

母子保健法及び児童虐待防止法に基づく事業である。平成16年10月児童虐待防止法の改正により、国および地方公共団体の責務として「児童虐待の予防および早期発見から自立への支援」について明記されている。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・
根拠は？

育児への不安・困難感に悩む保護者に対し、早期支援により育児による負担を軽減するための支援体制を確立することは、「子育て環境の充実」へとつながり、健やかに子どもが育つこととなる。上位施策の目的への貢献度は大きいといえる。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・
根拠は？

平成18年度より市の事業として開始し、保健センターでの母子保健事業において、事業の実施体制は整ってきた。子ども家庭課、出産病院等との連携も充実してきている。妊娠期の早期から育児不安の解消や親子の関わりがスムーズにいくよう支援できている。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小・なし

理由・
根拠は？

保健センターのみではなく親子に関わる関係機関と連携を図ることによって、より親子に合った支援が可能で、成果向上が期待できる。また、健診未受診者・連絡がとれない対象者に対しては、対象者の住む地域の見守り体制が整うことで、虐待発生予防のための早期発見・早期支援につなげることができる。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

- ある
- ない

理由・
根拠は？

上記(4)の関係機関との連携、地域での見守り体制の充実および妊娠期からの早期支援により成果向上が見込まれる。